

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の改正（新旧対照表）
（下線部改正）

ワイエム証券株式会社
2023年9月30日

新	旧
<p>第1条（約款の趣旨） （現行どおり）</p>	<p>第1条（約款の趣旨） （省略）</p>
<p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1～4 （現行どおり） 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1～4 （省略） 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 2 （現行どおり） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 2 （省略） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
<p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） （現行どおり）</p>	<p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） （省略）</p>
<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1 （現行どおり） 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① （現行どおり） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 （下線部削除） ③ （現行どおり）</p>	<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1 （省略） 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① （省略） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） ③ （省略）</p>
<p>第6条（譲渡の方法） （現行どおり）</p>	<p>第6条（譲渡の方法） （省略）</p>
<p>第7条（課税未成年者口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① （現行どおり） ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 2 （現行どおり）</p>	<p>第7条（課税未成年者口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① （省略） ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 2 （省略）</p>

新	旧
<p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ （現行どおり）</p> <p>③ （現行どおり）</p>	<p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① （省略）</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ （省略）</p> <p>③ （省略）</p>
<p>第8条の2（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法） （現行どおり）</p>	<p>第8条の2（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法） （省略）</p>
<p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） （現行どおり）</p>	<p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） （省略）</p>
<p>第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） （現行どおり）</p>	<p>第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） （省略）</p>
<p>第11条（継続管理勘定等への移管） 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。</p>	<p>第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） （新設）</p>
<p>第12条（出国時の取扱い） お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p>	<p>第11条（出国時の取扱い） お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をください。</p> <p>2～3 （省略）</p>
<p>第13条（課税未成年者口座の設定） （現行どおり）</p>	<p>第12条（課税未成年者口座の設定） （省略）</p>
<p>第14条（課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>	<p>第13条（課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>
<p>第15条（譲渡の方法） （現行どおり）</p>	<p>第14条（譲渡の方法） （省略）</p>
<p>第16条（課税管理勘定での管理） （現行どおり）</p>	<p>第15条（課税管理勘定での管理） （省略）</p>
<p>第17条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上</p>	<p>第16条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上</p>

新	旧
<p>場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。または贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。または贈与をしないこと イ～ホ (省略)</p> <p>③ (省略)</p>
<p>第 18 条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第 17 条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p>第 19 条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) (現行どおり)</p>	<p>第 18 条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) (省略)</p>
<p>第 20 条 (出国時の取扱い) お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 13 条から第 20 条(第 15 条および第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p>	<p>第 19 条 (出国時の取扱い) お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 12 条から第 17 条(第 14 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p>
<p>第 21 条 (課税未成年者口座への入出金処理) (現行どおり)</p>	<p>第 20 条 (課税未成年者口座への入出金処理) (省略)</p>
<p>第 22 条 (代理人による取引の届出) 1～2 (現行どおり)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>第 21 条 (代理人による取引の届出) 1～2 (省略)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>
<p>第 23 条 (法定代理人の変更) (現行どおり)</p>	<p>第 22 条 (法定代理人の変更) (省略)</p>
<p>第 24 条 (取引残高の通知) (現行どおり)</p>	<p>第 23 条 (取引残高の通知) (省略)</p>
<p>第 25 条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 26 条 (基準年以降の手続き等) (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (非課税口座のみなし開設)</p>	<p>第 24 条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 25 条 (基準年以降の手続き等) (省略)</p> <p>第 26 条 (非課税口座のみなし開設)</p>

新	旧
<p>2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（下線部削除）</p>	<p>2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）または特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ （現行どおり）</p>	<p>第27条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ （省略）</p>
<p>第29条（合意管轄） （現行どおり）</p>	<p>第28条（合意管轄） （省略）</p>
<p>第30条（約款の変更） （現行どおり）</p>	<p>第29条（約款の変更） （省略）</p>
<p>附則 この約款は、2023年9月30日より適用させていただきます。</p> <p>（下線部削除）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附則 この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>